

## 未就園児の定期的な預かりモデル事業の実施について

### 1 概要

保育所等を利用していない未就園児を保育所等で定期的に預かることで、他の児童とともに過ごし遊ぶ経験を通じて児童の発達を促すとともに、保護者の育児不安の軽減や必要な家庭を関係機関と連携して支援することにより、子育て支援の充実を図ることを目的として、未就園児定期預かり事業を実施する。実施に当たっては、集団における子どもの育ちに着目した支援計画を作成し、計画に基づいた保育を行うとともに、保護者に対し月1回程度の面談を実施し、子育てに関する助言等を行う。

令和5年度については、モデル実施として1園で実施し、具体的な事業内容や、利用促進に向けた効果検証を行う。

### 2 実施施設

春日臨時保育所（文京区春日1丁目15番1号 礪川公園内）

### 3 事業内容

#### (1) 対象児童

文京区在住の生後4か月から小学校就学前の児童

（原則として、保育所、幼稚園、認定こども園、認証保育所等を利用していない児童）

#### (2) 定員

各曜日6人まで（0歳児クラスの児童は、各曜日3人までの利用とする。）

#### (3) 実施期間

令和5年7月1日から令和6年3月31日まで（令和5年6月1日から利用受付開始）

#### (4) 実施日時

月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで（祝日、年末年始を除く。）

#### (5) 利用形態

週1回または2回、1回当たり8時間以内での利用（原則として、2か月以上の利用）

#### (6) 食事の提供

提供時間に預かりを行っている児童に対し、給食及び補食（おやつ）を提供する。

ただし、アレルギー対応が必要な児童及び離乳食対応が必要な児童への提供は行わないので、持参していただく。

#### (7) 利用料金

ア 週1回の利用 月額5,000円（食事代込）

イ 週2回の利用 月額8,000円（食事代込）

ただし、以下の児童が利用する場合について、利用後に区から利用料金相当額の補助を行う。

(ア) 生活保護受給世帯の児童

(イ) 住民税非課税世帯の児童

### 4 実施方法

春日臨時保育所の運営事業者である㈱テnderラビングケアサービスへの委託により実施する。

### 5 今後の流れ

5月25日 区報及び事業者ホームページによる周知

6月1日 募集開始、事前面談開始

7月1日 定期的な預かり開始